平成２９年（フ）第１６号
京都府京丹後市久美浜町湊宮1808番地
債務者　堤　　善信
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１２３号
大阪府泉南市岡田７―1690―２―705、住民票上の住所大阪府阪南市下出172番地の９―303号（住民票上の前住所）大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目２番51号１―202
債務者　森　　球二
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
千葉県我孫子市柴崎879番地の１―203号天王台ヒルズ、申立時の住所大阪府泉南市岡田５丁目６番２号ラヴィーナ弐番館101号室（申立時の前住所）大阪府阪南市尾崎町７丁目２番12―405号
債務者　濱崎　初美
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
大阪府泉佐野市新安松３丁目１番７―222号
債務者　菊川奈美代（旧姓楮谷）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
大阪府和泉市箕形町２丁目８番５―201号
債務者　横山　麻実
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
大阪府岸和田市荒木町２丁目14番13―205号
債務者　岩本　博一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
大阪府泉南市男里７丁目15番31号船野ハイツ205号
債務者　杉本　慶子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
大阪府和泉市内田町１丁目５番11―103号、前住所大阪府和泉市一条院町72番地の５
債務者　小村　英之
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
大阪府和泉市内田町１丁目５番11―103号、前住所大阪府和泉市一条院町72番地の５
債務者　小村沙織里（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
大阪府泉南郡熊取町大宮３―705―１アベニュー関空Ａ棟色えんぴつ内、住民票上の住所大阪府堺市堺区九間町東２丁１番６号
債務者　追抱　哲夫
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
大阪府泉大津市要池住宅７番304号
債務者　川北　清子（旧姓都）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
大阪府和泉市光明台３丁目７番34―102号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―３―102
債務者　浅野　敬三
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
大阪府貝塚市橋本684番地２棟805号
債務者　川嶋　早代
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
大阪府岸和田市藤井町２丁目20番29号　阪口借家５号
債務者　清水　省二
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切191番地
債務者　大庭由美子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前11時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３３６号
東京都墨田区向島４丁目27―９―201
債務者　菅野　祥子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４０７号
東京都中野区鷺宮４丁目34―８―102
債務者　永井　圭一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部